

議案第46号

鳥取県立産業人材育成センター条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立産業人材育成センター条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立産業人材育成センター条例の一部を改正する条例

鳥取県立産業人材育成センター条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(授業料の徴収)

第8条 センターの普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。ただし、資格の取得を目的とする職業訓練で規則で定めるものについては、授業料を徴収しない。

2 略

(授業料の徴収)

第8条 センターの普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。